地方独立行政法人宮城県立病院機構 入院時食事療養業務 食品規格書

地方独立行政法人宮城県立病院機構

## 宮城県立がんセンター・宮城県立精神医療センター共通 食品購入規格基準

- 1. 食品表示法に基づく表示が適正になされていること。 特に、製造業者、賞味・消費期限、生鮮食品にあっては原産地、加工食品は原材料、保存方法、特定原材料(アレルギー原因物質)等の表示がされていること。 輸入品にあたっては、輸入者、原産国名が明示されていること。
- 2. 遺伝子組み換え食品は使用しないこと。
- 3. 食品の偽装等、社会的問題を起こしたメーカーの食品は使用しないこと。
- 4. 使用する食品はすべて品質が良く、衛生害虫や異物の混入・腐敗・異臭・傷がないものを選び、廃棄量を十分に考慮し発注すること。又、できる限り使用日前日に仕入れること。
- 5. 鮮度・品質の悪いものについては十分精査したうえで返品すること。
- 6. 包装は清潔かつ未開封であり、変形やキズなどがないこと。
- 7. 野菜、肉類、卵などは原則として国産を使用すること。
- 8. 野菜, 果物については, 農薬取締法に基づく無登録農薬が使用されていないこと。
- 9. 生野菜を冷凍野菜又は、カット野菜へ変更し使用する場合は、使用期間等も含め、病院側と協議すること。
- 10. 果物は成熟品であること。
- 11. 肉類は肉と脂肪の混合割合を厳守し、調理後柔らかく仕上がるものを使用すること。
- 12. 魚介類は大きさが一様に揃っており、型くずれのないこと。
- 13. 加工食品類(例:コロッケ,ハンバーグ等),完全調理済食品を使用する場合は病院側と協議すること。
- 14. 卵については卵殻にひびや割れ、汚れがないこと。液卵の使用も可能とする。
- 15. 米については原則として宮城県産のものを使用すること。又、精米年月日が明示されていること。
- 16. 食品の規格,グラム数などは献立で指定するものを使用すること。
- 17. 輸入冷凍食品については、残留農薬試験検査済み証明書を添付すること。